

放課後児童施設について

美唄市では、市内 2 か所に放課後児童施設を設置しています。

- ・中央小学校区放課後児童施設 (定員 120 人) 西 4 条北 1 丁目 3-1 TEL 090-9523-0558
- ・東小学校区放課後児童施設 (定員 60 人) 東小学校に附設 TEL 080-2867-3898

1 放課後児童施設の指導方針

- (1) 放課後児童施設での生活指導は、単に学校生活の延長にならないように配慮し、努めて家庭的な雰囲気の中で行う。
- (2) 集団生活において必要な礼儀、規律、協力及び奉仕などの生活習慣を身に付けるように行う。
- (3) 個性・自主性を尊重するとともに集団生活の秩序を守り、自立心と責任感を持って行動するよう行う。
- (4) 児童が自ら進んで健康、安全に心がけるよう行う。

2 放課後児童施設の入所対象児童

小学 1 年生～6 年生までの各小学校通学児童で、次の各号のいずれかに該当する場合に利用できます。

- (1) 両親が共働き家庭の児童。
- (2) 両親はいるが、監督保護に欠ける家庭の児童。
- (3) 父子又は母子で、その親が働いている家庭の児童。
- (4) その他、教育委員会が入所することを適当と認めた家庭の児童。

※ 新 1 年生も 4 月 1 日 (火) から利用できます。(給食が始まるまで、お弁当をお持ち下さい。)

※ 入所期間は、4 月から翌年 3 月 31 日までの単年度申請とします。

※ 短期間 (例：春・夏・冬休み等の学校長期休業日のみ等) の利用も受付します。

3 開設時間及び休館日

- (1) 開設時間 正午から午後 6 時まで
学校休業日 (土曜日、春・夏・冬休み等長期休業日) は午前 7 時 45 分から午後 6 時まで (昼食は弁当持参)

- (2) 休 館 日 日曜日、国民の祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日

- (3) 負 担 金 月額 4,500 円 (郵便局口座から引き落としになります。)

負担金については減免の措置があり、別途減免申請が必要です。

(被保護世帯は全額免除、就学援助認定世帯は 2 分の 1 免除)

4 入所申請手続き

教育委員会生涯学習課または各放課後児童施設に備え付けの入所申請書に記入の上、

1 月 20 日 (月) ～2 月 14 日 (金) まで に、教育委員会生涯学習課 (市役所 4 階) へ提出してください。

なお、定員を上回る申込があった場合は、障がい児・低学年から順に学年単位で登録を決定し、決まらない場合は抽選により残りの定員を決定します。

入所についての決定通知は、3 月中旬頃までの発送を予定しています。

〈裏面もご確認ください〉

5 入所時に必要な持ち物（お願い：全ての持ち物に名前を記入してください）

- (1) 着替え一式（洋服・下着・靴下、汚れた物を入れる袋）
 - (2) 上靴
 - (3) コップ
 - (4) タオル ※中央小学校区放課後児童施設はかけひも付きのもの
 - (5) 学習ノート（自習用）
 - (6) お弁当と飲み物（ジュースを除く。水・お茶・スポーツドリンク）
- ※土曜日、長期休業日に必要です

6 お迎えについて

入所児童の安全確保の観点から、習い事や帰宅など施設から出る場合は、原則、施設の玄関まで保護者の方、または保護者からご連絡をいただいた大人の方に来ていただくようお願いしています。やむを得ず日常的に來られる方と違う方のお迎えの場合や、未成年の兄弟がお迎えに來る場合は、施設へご連絡またはご相談ください。

7 施設の利用制限について

気象条件の悪化やインフルエンザ等の流行性感染症の発生により、小学校において下記の判断がなされた場合は、施設の利用制限をさせていただきます。

◎気象条件による小学校の臨時休校 ⇒ 施設閉鎖

◎ " 集団下校 ⇒ 開所

◎流行性感染症発生時等の学級閉鎖 ⇒ 当該学級の児童以外は受入可能

◎ " 学年閉鎖 ⇒ 当該学年の児童以外は受入可能

◎ " 学校閉鎖 ⇒ 施設閉鎖

8 そ の 他

- (1) 施設の開設時間中は見学ができますので、事前に生涯学習課へお問い合わせください。
- (1) 中央小学校区放課後児童施設に、美唄市立児童館を設置しています。
 - ・使用期間及び時間 4月～9月 正午（学校休業日は午前9時）から午後5時
 10月～3月 正午（学校休業日は午前9時）から午後4時
 - ・休館日 日曜日、国民の祝日、12月29日から1月3日
 その他教育委員会が必要と認めるとき

【お問合せ】美唄市西3条南1丁目1-1（美唄市役所4階）

美唄市教育委員会生涯学習課 電話：62-3132（直通）